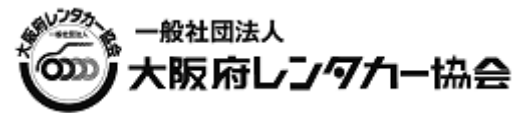


# 協会だより

【平成 30 年 9 月号】

(2018.9.1)



## ☆平成 30 年秋の全国交通安全運動の実施について

本年の「秋の全国交通安全運動」は、次のとおり実施されます。

1. 実施期間 平成 30 年 9 月 21 日（金）～9 月 30 日（日）  
9 月 30 日（日）は 「交通事故死ゼロを目指す日」
2. 重点項目
  - ・子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
  - ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
  - ・全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - ・飲酒運転の根絶
3. 大阪重点
  - ・二輪車の交通事故防止
4. スローガン 「とびださない ぼくとままの おやくそく」  
「反射材 自分をアピール 防ぐ事故」  
「ぼく安心 チャイルドシートに 抱かれてる」  
「一杯で 消える未来と 消せぬ罪」  
「慌てるな 無理なすり抜け 事故のもと」

## ☆自動車点検整備推進運動の実施について

本来、自動車ユーザーには、自動車の不具合による事故の防止や環境保全を図ることを目的として、自動車の点検・整備の実施が義務付けられていますが、十分に実施されているとは言いがたい状況にあり、自動車ユーザーによる保守管理意識を高め、適切な点検・整備が実施されるよう取り組む必要があります。

このため、国土交通省では、関係機関等の協力のもと、平成 30 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの 1 ヶ月間を「自動車点検整備推進運動強化月間」として全国的に展開し、それに加え、年末の繁忙期を迎えるに先立つ平成 30 年 10 月 1 日から 10 月 31 日の 1 ヶ月を「大阪運輸支局の点検整備強化月間」とし自動車ユーザーによる保守管理の徹底を推進することとしています。

## ☆会員名簿の送付について（別冊）

会員各位のご協力を得まして、作成しておりました「平成 30 年度版会員名簿」が出来上がりましたので、お届けいたします。

ご多忙中、名簿の作成につきまして、ご協力頂きましたことを厚くお礼申し上げます。

## ☆行事予定

9 月 14 日（金）	全レ協連合会業務説明会	メルパルク東京
9 月 19 日（水）	青年部会見学会	
9 月 27 日（木）	理事会	協会事務室

## ☆同封文書について

- ARAインフォメーション（No. 392）
- 平成 30 年度版大阪府レンタカー協会会員名簿（冊子）
- （一社）全国レンタカー協会「業務のご案内」（パンフレット）

☆資料

貸渡実績 (1両1か月当たり) 平成30年6月分

車種	稼働日数	稼働率%	貸渡回数	走行キロ	収入(円)
乗用車	16.8	56.1	6.1	1,881	97,781
マイクロバス	10.6	35.2	4.2	1,349	190,820
トラック	17.7	59.1	3.5	2,014	88,700
特種自動車	12.9	43.2	1.6	1,083	106,300

\*ご参考「レンタカー放置駐車違反発生状況調査結果 H29.12.1~H30.5.31」

放置駐車違反発生状況調査結果(第24回半期調査)

調査対象期間:平成29年12月1日~平成30年5月31日

項目	北海道地区	東北地区	関東地区	北陸信越地区	中部地区	近畿地区	中国地区	四国地区	九州地区	合計
1 放置駐車違反発生件数(上記期間中に発生したもの)	261	52	4,349	29	600	1,348	109	36	326	7,110
2 連絡先シールを貼付していたのに、警察からのFAX(放置駐車違反情報連絡票)のなかった件数	3	0	93	1	1	21	2	0	3	124
3 運転者が反則金を納付した件数(運転者から「仮納付書」及び反則金額を預かり、代行納付したものを含む。)	158	35	2,113	25	466	984	86	36	243	4,146
4 運転者から自認書を取得した件数	8	1	549	2	26	62	10	3	17	678
5 レンタカー会社が公安委員会へ弁明書を提出した件数	0	0	0	0	3	8	0	0	1	12
6 公安委員会へ提出した弁明書が承認された件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7 レンタカー会社が違反金納付命令書を受け取った件数	44	3	894	2	66	220	11	2	64	1,306
8 駐車違反違約金、預かり金を収受した件数	45	6	1,027	2	89	231	21	3	69	1,493
9 運転者が反則金を納付し、駐車違反違約金、預かり金を返還した件数	8	3	240	1	9	47	9	3	15	335
10 運転者が反則金を納付せず、駐車違反違約金・預かり金の収受もできず、レンタカー事業者が違反金を負担した件数	2	2	137	0	10	56	1	0	21	229
11 車両の使用制限命令を受けた件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調査の回答のあった事業者数	78	72	158	76	117	167	135	79	202	1,084